

在宅高齢者へのサービス継続支援事業について

在宅の高齢者の同居家族が新型コロナウイルスの陽性者となり、当該高齢者が濃厚接触者となった場合、介護保険サービスを提供するに当たっては、従業者の感染防止のために実際にかかる経費のほか、心理的・精神的負担なども大きいことから、令和2年8月から当該高齢者に対してサービス提供を行った居宅サービス事業所等に対して支援金の支給を行っており、令和3年度も引き続き当該事業を実施します。

1 事業内容

(1) サービス継続支援

介護保険サービスの利用者が濃厚接触者となった場合に、介護支援専門員及び介護保険事業課と協議のうえ、当該利用者に対してサービス提供（生活に必要な最低限のサービスを提供した場合に限る）を行った事業所に対して支援金を支給する。

【支給対象サービス】訪問介護、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、その他在宅生活維持に必要なサービス

【支給金額】固定額15万円（初回のみ）＋訪問1回あたり9,000円（濃厚接触者として保健所の管理下にあった期間について原則1日3回まで）

(2) 新規利用者等に対するケアマネジメントへの支援

家族などの主介護者が陽性者となったこと等により、高齢者本人が濃厚接触者となり、新たに居宅サービス等を利用せざるを得なくなったケースについて、介護支援専門員が本人の状況確認の上、新たにケアプランを作成した場合等に支援金を支給する。（新規利用以外であっても、大幅なプラン変更等により、同様の対応を要する場合も含む）

【支給対象サービス】居宅介護支援、介護予防支援

【支給金額】1件当たり20,000円

(3) 区分支給限度額を超えたサービス提供への支援

介護保険サービスの利用者が濃厚接触者となったケースで、区分支給限度額を超えたサービスを提供することとなった場合の支援制度も創設しましたので、事前に介護保険事業課へご相談をお願いします。

【例】家族介護を受けていた高齢者等について、主介護者が陽性者となったこと等により、高齢者本人が濃厚接触者となった場合であって、24時間の見守りが必要な場合など

2 注意事項

- ※1：濃厚接触者である利用者に対してサービス提供を行う場合は、事前に介護保険事業課へ報告を行うこと。（事前に報告を受けていないケースについては、給付対象となりません）
- ※2：濃厚接触者に該当するかどうかは保健所の判断によります。
- ※3：支援金については、感染リスクが無いとは言えない場所でサービス提供を行った従業者本人に対する慰労の側面もありますので、使途についてご配慮ください。

3 その他の支援について

マスク、消毒液、ガウン、ゴーグル等のサービス提供に必要な衛生用品の提供を行います。また、感染防止対策について、注意するポイントなどの情報提供を行います。

4 申請書類について (添付資料は例示となりますので申請時に担当とご相談ください)

[サービス提供前にご提出いただくもの]

- ・コロナウイルスに関する報告書

[サービス提供後にご提出いただくもの]

- ・在宅高齢者へのサービス継続支援事業申請書
- ・アセスメント表
- ・ケアプランの写し
- ・支援経過記録
- ・実績入力後のサービス利用票
- ・実績入力後のサービス提供表【(1) 及び (3) の場合のみ】
- ・サービス提供記録の写し【(1) 及び (3) の場合のみ】
- ・介護給付費明細書その他請求金額が分かるもの【(1) 及び (3) の場合のみ】

5 対象期間

令和3年4月サービス提供分 ～ 令和4年3月サービス提供分

6 提出先

【郵送】 〒260-8722 千葉県中央区千葉港1-1 千葉市役所 介護保険事業課 宛て

<問い合わせ先>

介護保険事業課 企画指導班

(TEL) 043-245-5068 (FAX) 043-245-5621

(Mail) kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp